

台東区内の企業向けに新しく専門家派遣をはじめました

省エネや経営の専門家が、外部評価の向上や、経営の効率化、コスト削減を目指してアドバイスを行います。

1、我が社の省エネチャレンジ制度

台東区内の事業所や、事業者で構成される団体に対して、省エネの専門家を派遣し、省エネに関するアドバイス等を行います。詳しい条件等は、お気軽にお問い合わせください。



▼省エネ専門家の種類

- 省エネモデル作成（団体）
団体ごとの省エネモデルを作成し、省エネに関するセミナーを開催します
- エコアドバイザー派遣（個別）
事業所ごとのオーダーメイドの省エネ方法を提案をします
- ソーラー診断
太陽光発電を設置した場合の発電量等のシミュレーションを行います（ソーラー診断は住宅も含まれます。）

▼訪問先:区内中小企業等

2、専門コーディネーター（経営相談）

企業経営に豊富な知識と経験を持つ専門コーディネーターが貴社を訪問し、経営課題について助言を行います。また、区や東京都等で実施している助成金などの支援策をご紹介します。お気軽にお問い合わせください。



- ▼訪問先:区内中小企業
- ▼派遣時間:月曜～金曜
(祝日を除く)
9:00～16:00



お問合せ：環境課普及啓発担当 TEL：5246-1281

お問合せ：産業振興課融資・相談担当 TEL：5246-1135

台東区エコ助成金制度を利用しませんか?



台東区では、省エネ効果のある機器等の導入に対し助成を行っています。助成を希望される方は、**必ず工事の前**(雨水貯留槽は工事の後)に申請をしてください。助成金制度や省エネ診断の詳細についてはお問い合わせください。

	助成対象	助成対象要件	助成金額
①	太陽光発電システム	財団法人電気安全環境研究所(JET)の太陽電池モジュール認証を受けたもの又はそれに準じた性能を持つと区が認めるもの。	出力1kwあたり50,000円 上限20万円(家庭) 上限50万円(事業所)
②	省エネ診断等により認められた機器	台東区が行う専門家無料派遣制度(エコアドバイザー派遣)や、官公庁が実施する省エネルギー診断により二酸化炭素排出削減に効果があると認められた機器であること。	導入費用の20%(税抜) (上限30万円)
③	家庭用燃料電池(エネファーム)	燃料電池ユニットは、定格運転時に0.5～1.5kwの発電出力があり、排熱を有効利用できること。定格運転時の発電効率がLHV基準33%以上(HHV基準30%相当)で、総合効率がLHV基準80%以上(HHV基準72%相当)であること。貯湯ユニットに50ℓ以上のタンクを有し、排熱を蓄えられること。	1台あたり14万円
④	雨水貯留槽	雨水を貯めることができ、二次利用水として再利用できるもの。 ※雨水浸透マス、浸透トレンチは対象外です。	本体・付属機器・設置費用の1/2(消費税を除く) 1台あたりの上限50,000円、2台まで助成可
⑤	高反射率塗料	日射反射率が近赤外域で40%以上の高日射反射塗料又は、50%以上の高日射反射防水塗料又はシートであること。	(1) 1㎡あたり2,000円×助成対象塗布面積 (2) 工事費用×1/2(消費税を除く) (1)と(2)のいずれか低い額(上限15万円)
⑥	屋上緑化	屋上又は屋根のないベランダに最低1㎡以上の緑化区画を設け、樹木、芝生、多年草等を植栽したもの。0.4㎡/基以上の既製プランター(大形フラワーポット)を含む。	(1) 1㎡あたり20,000円×助成対象面積 (2) 工事費用×1/2(消費税を除く) (1)と(2)のいずれか低い額(上限30万円)
⑦	壁面緑化	建築物の壁面に、ネット等の補助資材を使用し1㎡以上の緑化区画を設置し、つる性植物等を這わせるもの。(壁面に固定された藤棚等の緑化を含む)	(1) 1㎡あたり5,000円×助成対象面積 (2) 工事費用×1/2(消費税を除く) (1)と(2)のいずれか低い額(上限15万円)
⑧	地先緑化	緑化の接道延長3m以上、且つ奥行20cm以上の緑化区画を設け、樹木、多年草等を植栽したもの。	(1) 1㎡あたり10,000円×助成対象緑化延長 (2) 工事費用×1/2(消費税を除く) (1)と(2)のいずれか低い額(上限10万円)

※⑥～⑧は、台東区みどりの条例の適用を受ける工事については、助成金を受けることができません。

※⑥～⑧の助成金を同時に受ける場合は、上限額が合計で50万円になります。

お問合せ:台東区役所環境課 普及啓発・みどり担当 ①～⑤について…TEL:5246-1281 ⑥～⑧について…TEL:5246-1323



**クールビズに
ご協力ください**
〈5月1日～10月31日実施〉

<http://www.challenge25.go.jp/practice/coolbiz/28degreescelsius.html>

区役所・区施設では、省エネルギー・省資源推進のため、クールビズの実施期間を拡大して行っております。電力に頼り過ぎない夏の過ごし方を推奨し、冷房使用の抑制を実施します。また、昼過ぎの電力消費量が非常に高くなるピーク時間帯には、使用電力を抑える取組みを行っています。区職員はクールビズ期間中軽装で執務を行いますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

詳細はチャレンジ25ホームページをご覧ください。

お問合せ：環境課 庶務担当 TEL：5246-1284